

平成26年度「こうち産業振興基金」助成事業の3次募集について

平成26年8月8日

公益財団法人高知県産業振興センター

新分野進出や販路開拓等、事業者の皆様の新たな取り組みを応援します。

- 様々な業種の方、法人・個人を問いません。
- 販路開拓、新分野進出、人材育成など幅広い取り組みを応援します。
- 1/2、50万円から、各事業に応じたメニューがあります。

1 今回募集する事業(各事業の詳細については裏面参照)

①経営革新支援事業(助成率1/2、助成限度額2,000千円) ※平成25年度交付決定55件

県内の中小企業者等の、新分野への進出や新技術及び新製品の開発、販路開拓などによる経営革新に向けた取組を支援

※この事業の申請には、事前に中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」または県の「チャレンジ企業」あるいは「研究会発事業化プラン」の認定(知事承認)を受けていることが必要です。

②建設業経営革新支援事業

(1)一般枠(助成率1/2、助成限度額2,000千円) ※平成25年度交付決定7件

県内の建設業者等が、新分野への進出や新技術及び新製品開発などにより経営体質の強化を図る取組を支援

(2)新分野進出枠(助成率2/3、助成限度額1,000千円) ※平成25年度交付決定3件

県内の建設業者等に対して、実証実験や先進的な取組の視察など、新分野進出のための事前の取組を支援

③販路開拓支援事業(助成率1/2、助成限度額3,000千円) ※平成25年度交付決定93件

県内の中小企業者等及び団体が、県外及び海外の市場に向けて行う販路の開拓・拡大やブランド化に向けた取組を支援

※昨年度の「企業団体チャレンジ支援事業」とは、内容が大きく変わっている部分がありますので、採択となった企業様は10/14(火)10:00~予定の助成金運用説明会になるべくご参加いただきますようお願いいたします。

(本年度1・2次採択時の説明会に参加の企業様を除く)

なお、説明会以前に展示会に参加する等で不都合な場合は、個別に御相談ください。

④伝統的工芸品等支援事業(助成率2/3、助成限度額1,000千円) ※平成26年度新規事業

県内の指定を受けた個人、団体等が、本県の伝統的工芸品等を国内外の市場に向けて広く紹介し、販路開拓やブランド化等に向けた取組みの一部を助成し、伝統的工芸品等を製造する産業の振興、発展を図る取組を支援

◆応募締切◆ 平成26年9月3日(水)(17:00 必着)

2 採択方法

募集する全事業を対象に審査会を開催し、申請企業によるプレゼンテーション、質疑応答を行います。

(販路開拓支援事業は、一部の企業様については、書類審査のみになる場合があります。)

なお、審査会は9月22日(月)に開催する予定です。

3 申請書の様式等

各事業の申請書、実施要領等はこちらから

申請の際の提出物等は裏面をご覧ください

4 問い合わせ及び申請書提出先

〒781-5101 高知市布師田3992-2

公益財団法人高知県産業振興センター 企業振興部 振興課

TEL:088-845-6600 ホームページ:<http://www.joho-kochi.or.jp/>

飛躍への挑戦!
高知県産業振興計画



今回募集する事業の一覧

【こうち産業振興基金事業】
◆中小企業者等向けの助成事業

事業名	助成対象者	助成内容	取り組み内容	申請の際の提出物等	
①経営革新支援事業	○中小企業者等 ・中小企業、農協、森組、漁協、NPO等 ※ 中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」または、県の「チャレンジ企業」あるいは「研究会発事業化プラン」の認定(知事承認)が必要	○単独支援 ・助成率 1/2 ・助成限度額 200万円/年 ・助成期間 3年以内※ ○事業体支援 ・助成率 2/3 ・助成限度額 300万円/年 ・助成期間 3年以内※ ○協業合併支援 ・助成率 1/2 ・助成限度額 500万円/年 ・助成期間 3年以内 ※ ※ 毎年度助成対象者を審査選定する	○取り組み内容 ・新産業の創出につながるもの ・県外又は海外への展開 ・基盤となる技術の強化 ・新分野進出や経営革新 ○対象事業 ・新事業動向等の調査 ・新商品・新技術・新役務の開発 ・販路開拓 ・人材養成	【全ての企業が必要なもの】 ・経営革新事業費助成金交付申請書 ・県税の納税証明書 【継続申請企業のみが必要なもの】 ・経営革新支援事業助成事業の【過年度実績】及び【当該年度計画】 【新規申請企業のみが必要なもの】 ・経営革新計画認定書(写し) ・経営革新計画に係る承認申請書(写し) ・決算書【直近2期分】 ・定款	
②建設業経営革新支援事業	一般枠	○建設業、土木建築サービス業 ※ 「経営革新計画」の承認企業または、建設業チャレンジ企業の認定が必要 建設業チャレンジ企業の認定申請は、助成金の申請時に提出のこと	○単独支援 ・助成率 1/2 ・助成限度額 200万円/年 ・助成期間 3年以内※ ○協業合併支援 ・助成率 2/3 ・助成限度額 500万円/年 ・助成期間 3年以内※ ※ 毎年度助成対象者を審査選定する	○取り組み内容 ・新産業の創出につながるもの ・県外又は海外への展開 ・基盤となる技術の強化 ・新分野進出や経営革新 ○対象事業 ・新事業動向等の調査 ・新商品・新技術・新役務の開発 ・販路開拓 ・人材養成	【全ての企業が必要なもの】 ・建設業経営革新事業費助成金(一般枠)交付申請書 ・県税の納税証明書 【継続申請企業のみが必要なもの】 ・経営革新支援事業助成事業の【過年度実績】及び【当該年度計画】 【新規申請企業のみが必要なもの】 ・建設業チャレンジ企業認定申請書または経営革新計画認定書(写し)承認申請書(写し) ・決算書【直近2期分】 ・定款
	新分野進出枠	○建設業、土木建築サービス業 ※新分野とは建設業以外の業種に属する事業分野をいう。ただし、新たな工法の開発等の新しい取り組みであれば、建設業に属する業種であっても対象とする。	・助成率2/3 ・助成限度額 100万円/年 ・助成期間 2年以内※ ※ 毎年度助成対象者を審査選定する	○取り組み内容 ・進出しようとする新分野の実現可能性の調査 ○対象事業 ・実証実験、先進的な取り組みの視察、研修会への参加、事業計画の評価・立案等の実現可能性調査	【全ての企業が必要なもの】 ・建設業経営革新支援事業費助成金(新分野進出枠)交付申請書 ・県税の納税証明書 ・決算書【直近2期分】 ・定款
③販路開拓支援事業	[共同宣伝事業] ○中小企業者等及び団体の3社以上で構成されるグループ [展示会出展事業] ○中小企業者等又は団体若しくは中小企業者等及び団体の3社以上で構成されるグループ [模型等作成支援事業] ○展示会出展事業により展示会等に出展する中小企業者等又は団体	・助成率 1/2 ・助成限度額 300万円/年 (1中小企業者等及び団体あたり50万円/年。ただし、模型等作成支援事業については、別に100万円/年) ・助成期間 1年度以内	○取り組み内容 ・自らが製造加工した製品の販路開拓 ・県外又は海外への展開 ・展示会出展等の顧客獲得に係る事業等 ○対象事業 ・海外へのカタログ、チラシCMの広告宣伝 ・県外、海外で開催される展示会等への出展に関するもの ・展示会等で展示する模型等の作成	【全ての企業が必要なもの】 ・販路開拓支援事業助成金交付申請書 ・申請添付資料 【展示会出展事業申請者が必要なもの】 ・出展する展示会の内容が分かる資料と、出展するアイテム等が詳しく分かる資料(A4片面印刷で様式、枚数は任意)	
④伝統的工芸品等支援事業	○中小企業者等かつ経済産業大臣の伝統的工芸品の指定または高知県知事の伝統的特産品の指定を受けている個人、団体、団体の構成員	・助成率 2/3 ・助成限度額100万円/年(団体以外での申請の場合は50万円/年) ・助成期間 1年度以内	○取り組み内容 ・指定を受けた伝統的工芸品等の販路開拓 ・指定を受けた伝統的工芸品等の技術力向上・開発 ○対象事業 ・販路開拓につながるカタログ・チラシ・CM・DM等の作成や各種の宣伝媒体を活用した広告・宣伝に関するもの、国内外において開催される展示会等への出展等に関するもの ・技術力向上のための研修に関するもの、技法の記録保存に関するもの ・新商品開発に関するもの	【全ての企業が必要なもの】 ・伝統的工芸品等支援事業費助成金交付申請書 ・県税の納税証明書 【団体の構成員が申請する場合に必要なもの】 ・伝統的工芸品等支援事業費助成金交付申請について(進達)	

※事業の募集につきましては、修正の必要がある書類については修正を終えた上で、完成した原本および添付の必要書類等全てが期限までに提出(必着)されたもののみが審査の対象となります。